

III 耕地の部

解 説

この部には、耕地面積に関する統計を収録した。

1 調査の概要

耕地及び水稻作付面積調査は、対地標本実測調査を主とし、これに巡回・見積り、情報収集等を行って補完している。対地標本実測調査は、県内の全耕地を2ha程度の区画（単位区）に分け、これを地目、作目及び地目変換率の大小等の性格により階層分けをした上、標本単位区を抽出して、これについて7月15日現在で実査し、推定したものである。また、耕地の拡張・かい廃面積は、巡回・見積り及び情報収集により補完して、平成22年7月15日から23年7月14日までを取りまとめたものである。

市町村別データは、『作物統計調査』を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、『作物統計調査』は都道府県計値を求めるために設計されている。

水稻以外の作物の作付面積は、関係団体に対する郵送調査及び巡回・見積りにより行った。

作付延べ面積は、各作物の作付（栽培）面積の合計であり、耕地利用率は耕地面積に対する作付延べ面積の割合である。

2 定義

耕 地	農作物の栽培を目的とする土地で、けい畔を含む。
本 地	直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
け い 畔	耕地の一部にあって、主として耕地の維持に必要なものをいう。
田	かんがい設備を有し、たん水を必要とする作物を栽培することを常態とする耕地をいう。
普 通 畑	田以外の耕地を畠といい、畠のうち、樹園地・牧草地以外のものを普通畠という。
樹 園	木本性作物を1a以上集団的に栽培する畠をいう。ただし、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
牧 草 地	牧草の栽培を専用とする畠をいう。
耕 地 の 拡 張	耕地以外の地目から田又は畠に転換され、既に作物を栽培しているか、又は次の作付期において、作物を栽培することが可能である状態の耕地をいう。
耕 地 の かい 廃	田又は畠が、耕地以外の地目に転換され、作物の栽培が困難となった状態の土地をいう。
人 為 かい 廃	耕地を宅地、工場用地、道路、鉄道用地、農林道、用排水路等とした場合及び山林、原野、牧野、池沼又は雑種地とした場合をいう。
田 畑 転 換	田が畠に、畠が田に現況地目が変わることをいう。 ただし、田畠別の拡張・かい廃では、田畠転換は拡張又はかい廃の一部に含めている。したがって、田（畠）が畠（田）に転換された場合は、畠（田）の拡張、田（畠）のかい廃にそれぞれ含める。

※ なお、耕地面積の統計表章（地域、市町村別）は属地によるものである。